



佐久島の灯台



西尾警察署
佐久島駐在所
松皮
(57)0110

危険です ながらスマホで 踏むペダル ～ 自転車を安全に利用しよう ～



令和6年11月に改正道路交通法が施行され、自転車の危険な行為である「酒気帯び運転」「携帯電話等使用」の罰則が整備されました。自転車は「車両」であり、自動車と同様に法律で定められたルールを守る義務があります。

万が一、危険な運転をして相手を怪我させた場合には刑事責任を問われたり、損害賠償を請求されることもあります。



～交通安全教室 開催～

4月11日 しおさい学校で交通安全教室が開催されました。

これからもルールを守って安全運転をお願いします。



○自転車走行中の注意点

- ・携帯電話の使用は禁止
- ・信号や標識など交通マナーに従うこと
- ・ライトを点灯させ安全確認すること
- ・ヘッドホンやイヤホンは、周りの音に気をつけること

○自転車も損害賠償保険等に加入しましょう

